

<第2次国賠訴訟提起・記者発表に向けて～実質的な審理を求めて>

平成28年7月8日

弁護士 井坂和広

東京地方裁判所 司法記者室

第2次低周波音規制・国賠訴訟を提起します。4年前の平成24年7月20日に提起した第1次国賠訴訟に続く第2次訴訟ですが、前回よりもずっと追い風を受けての提訴です。第1次訴訟原告の一人であると同時に、和解が成立した前橋地裁高崎支部訴訟の原告である清水氏が申請した消費者安全委員会における「ヒートポンプ給湯器による健康症状についての原因調査」の報告・意見が平成26年12月に発表され、その後、平成28年4月15日に同委員会が経済産業省・環境省等に対してヒヤリングが行われました。

このようにエコキュート運転音ないし低周波音によって健康被害が生じる可能性があることが国家機関によって公に認められたことはエコキュート問題に止まらず、低周波音による健康被害の問題に取り組む立場にとって非常に大きな進歩だと思います。

第1次国賠訴訟の原告の大半は公害等調整委員会の裁定で棄却を受け、または、取り下げた低周波音の被害者でした。これに対して、第2次訴訟は、現在、前橋地裁（ボイラー）、東京地裁（エネファーム）、さいたま地裁（エコキュート）で係属中の低周波音被害関連の裁判の原告です。これらの民事訴訟と今回の国賠訴訟は密接不離の関係にあります。これらの裁判では例外なく、「参照値」発表を中心とした環境省の行政行為が原告らに不利に作用しているからです。

第1次国賠訴訟は、私が第1次エコキュート低周波音訴訟と呼んでいる裁判を代表とする低周波音関連訴訟（平成23年～25年にかけて提訴、前橋地裁・盛岡地裁・横浜地裁・名古屋地裁・さいたま地裁・水戸地裁）とほぼ同じ時期に審理されました。

そして、今回の国賠訴訟は、平成27年8月提訴のさいたま地裁川越支部訴訟（第2次エコキュート訴訟と呼んでいます）、27年12月提訴の東京地裁訴訟（エネファーム）と平成28年5月提訴の前橋地裁訴訟（ホテルのボイラー）の原告が中心です。

第1次国賠訴訟は、東京地裁から高裁、最高裁の全てが「門前払い」という形容が当てはまる実体を欠いた原告の「独り相撲」的な審理で棄却されました。「行政裁量」を中心とした法律論のみで、原告が問題視する「参照値」については全く検討されませんでした。今回の訴訟では、裁判の勝敗よりも実質的な審理を求めることに主眼を置いて訴状を作成されています。例えば、訴状の第5項「行政裁量の限界」、第8項「第1次国賠訴訟後の問題状況の変化」の追加によってパワーアップを図っています。

消費者安全調査委員会は、先頃エネファーム運転音についても調査を開始しました。エコキュート・エネファームの問題に止まらず、これまで社会的な問題として認知されていなかった「低周波音による健康被害」というテーマが第1次国賠訴訟提起から4年を経て大きく社会的な注目を浴びる状況となっています。環境省の低周波音を巡る行政について司法の判断を要請するのは、この時期を以外にないと考えております。

最後に、訴状から抽出した一文を掲げて本文を終えたいと思います。

<訴状「請求の原因」より抜粋>

『数値で見ると、欧州諸国のガイドラインと10dB前後の格差があり、例えば、80Hzと63Hzでオランダと14dBの差があるが、この格差の異常性を言葉で表現することは難しいが、「この14dBの間に入る低周波音によって被害を受けた事例が全て切り捨てられることになる」と言えば分かりやすい。』

『第1次国賠訴訟を審理した裁判所は法的判断を回避したということであり、さらに踏み込んで言えば、参照値の数値的な判断を回避したのである。つまり、参照値に対する数値的な評価をしない限りは、何度提訴しても、同じ結果となることは必至である。よって、本訴では、参照値に対する数値的評価を行ったうえで、「著しい不合理性」の有無を判断されなければならない。』

『欧州先進諸国のガイドラインやISO感覚閾値よりも10デシベルも緩い参考値を環境省の名において発表した行為は、故意に近い重過失であり、これを司法審査の対象として実質的な審理をしないのであれば、行政行為は無限界であり、最早、我が国には「法の支配」は存在しないことになる。』